

○ 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年 5 月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
第 2 定義		第 2 定義	
(略)	(略)	(略)	(略)
地域計画	法第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」といいます。）などを明確化し、公表したもの	地域計画	<u>人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」といいます。）によるこれまでの人・農地プランを基礎として、</u> 法第19条の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」といいます。）などを明確化し、公表したもの
(略)	(略)	(略)	(略)
第 6 農業経営改善計画の認定制度（第12条から第14条の 3 まで）		第 6 農業経営改善計画の認定制度（第12条から第14条の 3 まで）	
1～5 (略)		1～5 (略)	
6 経営改善計画の変更		6 経営改善計画の変更	
(1) 経営改善計画の変更申請		(1) 経営改善計画の変更申請	
認定農業者は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、既に市町村等の認定を受けている経営改善計画の変更申請を行う際は、変更箇所を明示した書面により行うものとし、他の市町村の区域を追加する場合の認定申請については、3 の (1) と同様に行うものとします。		認定農業者は、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、既に市町村等の認定を受けている経営改善計画の変更申請を行う際は、変更箇所を明示した書面により行うものとし、他の市町村の区域を追加する場合の認定申請については、3 の (1) と同様に行うものとします。	

また、既に都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けている経営改善計画から、一部の市町村の区域を削除する場合の認定申請については、その農業経営を営み又は営もうとする市町村の区域に応じて認定申請を行ってください。

なお、農用地等の所在地や目標年の営農類型などに変更があった場合や、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。以下「スーパーL資金」といいます。）又は農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じです。）（同表中の1の②認定農業者向けに限ります。）を活用して行う取組が経営改善計画に記載された農業経営の改善に関する目標に沿った内容ではない場合、農業経営基盤強化準備金制度を活用して取得を予定していなかった農用地や農業生産施設、農業用機械等を新たに導入しようとする場合などにおいて、現在認定を受けている経営改善計画の内容を変更しようとするときは、市町村等に対して当該計画の変更申請を行うものとします。

(2) (略)

7～12 (略)

第7 青年等就農計画の認定制度（第14条の4から第15条まで）

1～11 (略)

12 認定新規就農者に対する資金の貸付け

認定新規就農者は、以下の(1)～(3)に掲げる資金を借り受けることができます。

(1)・(2) (略)

(3) 農業近代化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要なものに農業近代化資金の借入れを行うことができますが、その内

また、既に都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けている経営改善計画から、一部の市町村の区域を削除する場合の認定申請については、その農業経営を営み又は営もうとする市町村の区域に応じて認定申請を行ってください。

なお、農用地等の所在地や目標年の営農類型などに変更があった場合や、農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する資金をいいます。以下「スーパーL資金」といいます。）又は農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第2の1の表中の1に規定する資金をいいます。以下同じです。）（同表中の1の①認定農業者向けに限ります。）を活用して行う取組が経営改善計画に記載された農業経営の改善に関する目標に沿った内容ではない場合、農業経営基盤強化準備金制度を活用して取得を予定していなかった農用地や農業生産施設、農業用機械等を新たに導入しようとする場合などにおいて、現在認定を受けている経営改善計画の内容を変更しようとするときは、市町村等に対して当該計画の変更申請を行うものとします。

(2) (略)

7～12 (略)

第7 青年等就農計画の認定制度（第14条の4から第15条まで）

1～11 (略)

12 認定新規就農者に対する資金の貸付け

認定新規就農者は、以下の(1)～(3)に掲げる資金を借り受けることができます。

(1)・(2) (略)

(3) 農業近代化資金

認定新規就農者は青年等就農計画の目標達成のために必要なものに農業近代化資金の借入れを行うことができますが、その

容は農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）により定められています。

13 （略）

第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）

1・2 （略）

3 地域計画の策定

市町村は、2の協議の結果を踏まえ、参考様式第5－2号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第18条及び第19条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の策定に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

(1)・(2) （略）

(3) 地域計画の要件

地域計画は下記の要件に該当する必要があります。

① （略）

② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。具体的には、以下の事

際、据置期間を原則3年以内から5年以内に延長するとともに、償還期限を原則15年以内から17年以内に延長する特例措置があります。

13 （略）

第12 地域計画推進事業（第18条から第22条の9まで）

1・2 （略）

3 地域計画の策定

市町村は、2の協議の結果を踏まえ、参考様式第5－2号により地域計画を定めるものとします。この際、都道府県は、市町村による地域計画の作成状況を確認し、その円滑な作成に向け、進捗管理を行ってください。

地域計画は、基本構想の期間につき定めるものとし、地域農業の実情を踏まえ農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため適切な水準に至った段階で地域計画を定めるという法第18条及び第19条の趣旨から、協議の結果の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る見地から相当であると市町村が認めた場合に定められます。この際、相当であると認められない場合は、地域計画の策定に向け、次の協議を円滑に実施するための措置を講じてください。

(1)・(2) （略）

(3) 地域計画の要件

地域計画は下記の要件に該当する必要があります。

① （略）

② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。具体的には、以下の事

項を適切に定めているものであること。

(i) ～ (iv) (略)

(v) (iii) 及び (iv) の目標を達成するためにとるべき措置

目標を達成するための具体的な取組の内容として、農用地の集積及び集団化に向けた取組、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業の取組、農業を担う者の確保・育成、農作業受委託の取組、遊休農地解消に向けた取組、農業用施設の整備等に関する事項を記載してください。

4 地域計画の変更

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新(年1回以上)し、完成度を高めていくことが重要です(地域計画策定マニュアル参照)。また、市町村は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくり、水田の畑地化、耕畜連携による飼料増産など国の農業施策の方向性を踏まえた地域の話合いにより農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときにおいても地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要が生じた場合や、新たな受け手を位置付ける等農業上の利用を目的として地域計画を変更する場合等には、関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続を適宜にまとめて行うこともできます。

項を適切に定めているものであること。

(i) ～ (iv) (略)

(v) (iii) 及び (iv) の目標を達成するためにとるべき措置

農用地の利用の集積及び集団化に向けた具体的な取組の内容として、農地中間管理機構の活用方法、基盤整備事業の取組、農業を担う者の確保・育成、農作業受委託の取組、農業用施設の整備等に関する事項を記載してください。

4 地域計画の変更

地域計画は、一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新(年1回以上)し、完成度を高めていくことが重要です(地域計画策定マニュアル参照)。また、市町村は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに有機農業や輸出産地づくり、水田の畑地化、耕畜連携による飼料増産など国の農業施策の方向性を踏まえた地域の話合いにより農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときにおいても地域計画を変更してください。

この際、軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定める必要がありますが、短期間のうちに複数の変更を行う必要が生じた場合や、新たな受け手を位置付ける等農業上の利用を目的として地域計画を変更する場合等には、関係機関への意見聴取や公告・縦覧の手続を適宜にまとめて行うこともできます。

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

(i) ～ (iv) (略)

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて、2の協議で確認し、その結果を踏まえて、農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続を行う必要があります。この場合、地域計画の変更手続は、農用地区域からの除外や農地転用許可の後に行っても差し支えありません。

このほか、次に掲げる場合においては、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものと考えられることを踏まえ、その場合は、2の協議を行う前であっても、開発事業等に着手して差し支えありません。

(i) ・ (ii) (略)

5 地域計画の策定・変更時の意見聴取

市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者から下記に関する意見を聴くこととします。また、市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り関係

軽微な変更とは、地域計画の内容に実質的な変更を伴わないものであって、下記のようなものが考えられます。

(i) ～ (iv) (略)

なお、地域計画の区域内の農用地を農業用施設の目的に供するため転用する場合、農業用施設の用に供される土地として、地域計画に位置付ける必要があります。

また、地域計画の区域内の土地については、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときに限り、農用地区域からの除外や農地転用許可を行うことができます。

このため、農用地区域からの除外や農地転用許可に際してあらかじめ地域計画を変更しておく必要があります。この場合、6の(3)の地域計画の変更公告の前に農振法による農用地区域からの除外手続や農地法による転用許可の手続に係る調整を開始して差し支えありませんが、農業振興地域整備計画の変更案の公告・縦覧等の手続は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

このほか、次に掲げる場合においては、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものと考えられることを踏まえ、地域計画の変更案の公告・縦覧前であっても、開発事業等に着手して差し支えありません。

(i) ・ (ii) (略)

5 地域計画の策定・変更時の意見聴取

市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者から下記に関する意見を聴くこととします。(進め方通知に基づく検討会を開催することにより意見聴取を行っていただいて

者の理解を得られるように配慮してください。

(i) ～ (vi) (略)

この際、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができます。

6～16 (略)

参考様式5－1号

(略)

1・2 (略)

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) ～ (5) (略)

(6) 遊休農地の解消に向けた取組方針

(略)

参考様式5－1号

(略)

1・2 (略)

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) ～ (5) (略)

差し支えありません)。また、市町村は、地域計画の案の公告の前に説明会を実施し、できる限り関係者の理解を得られるように配慮してください。

(i) ～ (vi) (略)

この際、農業委員会が作成した素案どおりに目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができます。

6～16 (略)

参考様式5－1号

(略)

1・2 (略)

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) ～ (5) (略)

(新設)

(新設)

(略)

参考様式5－1号

(略)

1・2 (略)

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) ～ (5) (略)

(6) 遊休農地の解消に向けた取組方針

地域内の遊休農地をまとめて農地バンクへ貸し付け、遊休農地
〇〇haを再生し、〇〇法人へ集積するとともに、〇〇(畑作物)
生産を拡大して収益化を図る。

参考様式5－2号

(略)

1・2 (略)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要措置

(1)～(5) (略)

(6) 遊休農地の解消に向けた取組

4～7 (略)

参考様式5－2号

(略)

1・2 (略)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要措置

(1)～(5) (略)

(6) 遊休農地の解消に向けた取組

遊休農地の所有者への意向確認を行い、担い手への農地集積・
集約化を推進する。農地中間管理機構を活用し、新たな発生を防

(新設)

(新設)

参考様式5－2号

(略)

1・2 (略)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要措置

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

4～7 (略)

参考様式5－2号

(略)

1・2 (略)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要措置

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

止するとともに、〇〇事業等の活用により遊休農地の解消に取り
組む。

4～7 (略)

4～7 (略)

附 則

- 1 この通知は、令和8年9月30日から施行します。ただし、第6の6及び第7の12の改正規定は、令和8年10月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の規定に基づいて実施された事務については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。